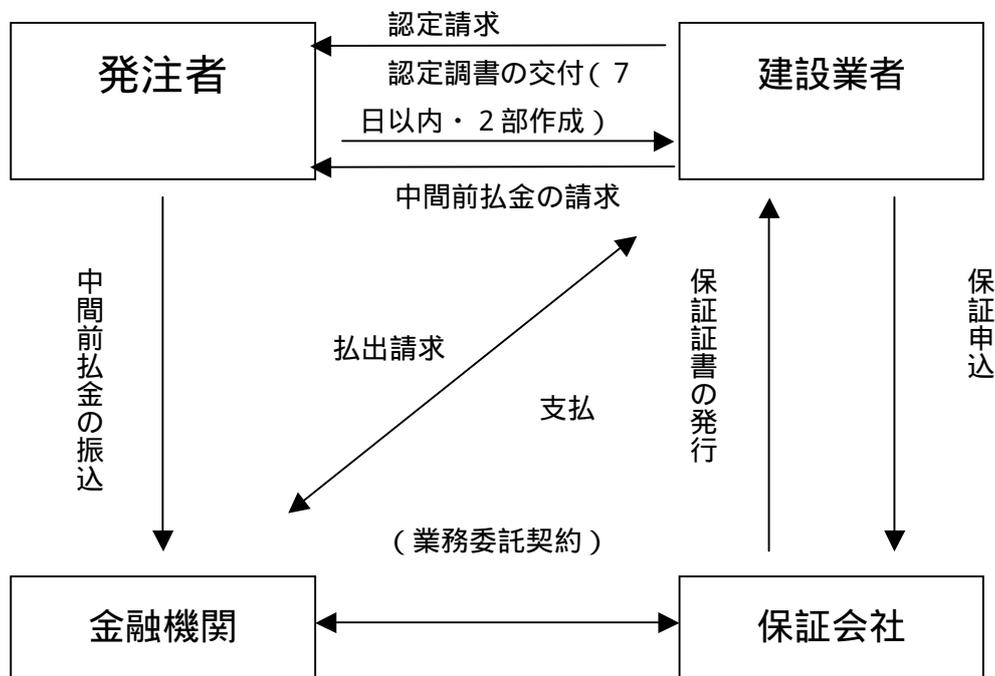


## 中間前金払とは

建設工事では、現在、請負代金額の10分の4以内を前金払として支払いを行っているが、施工の中間時期に10分の2までを追加して支払う前金払のことを中間前金払という。



### 中間前金払のメリット

- ・部分払事務の煩雑化が解消され、経費・労力など業務の合理化が図られる。
- ・出来高検査による現場の一時的な停止が避けられ、工事進捗を正常に保つことができる。

#### 1 認定請求

請負者から発注者に対して、中間前払金に係る認定の請求を行う。その場合、工期の2分の1を経過し、工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき工事が行われており、また、その工事の進捗が金額面でも2分の1以上であることの確認が必要。

#### 2 認定調査

発注者は、認定請求に基づき、上記条件に合致しているか調査を行う。

工事の進捗額を認定する場合、月別の工事進捗率を記した簡易な「工事履行報告書」の資料により行われる。

#### 3 認定調書の交付

調査の結果、条件を満たしている場合、発注者は、認定調書を作成し請負者に交付する。

#### 4 保証証書の発行

保証会社は、請負者に中間前払保証証書を発行する。

#### 5 中間前払金の請求（保証証書提出）

請負者から発注者に対し、請求書に保証証書を添えて、中間前払金の請求を行う。

#### 6 中間前払金の支出

発注者は請求を受けた後、請負者の預託金融機関に、定められた期間内に中間前払金を振り込む。支出された中間前払金は当該工事の経費として使用される。

## 石垣市建設工事中間前金払取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、石垣市が発注する建設工事における、当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費について、当該経費の4割を超えない範囲内で既に実施している前金払に追加して、当該経費の2割を超えない範囲の前金払(以下「中間前金払」という。)を実施するために必要な事項を定めるものとする。

### (要件)

第2条 中間前金払の対象となる工事については、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 1件の請負代金額が130万円以上であって、かつ、工期が60日以上であること。
- (2) 既に前払金の支払を受けていること。
- (3) 工期の2分の1を経過していること。
- (4) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事における作業が行われていること。
- (5) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

### (対象経費の範囲)

第3条 中間前金払の対象となる経費の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

### (割合等)

第4条 中間前金払の割合は、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、中間前金払を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

### (債務負担行為に係る特例)

第5条 債務負担行為に係る契約分については、その年度別額が当該年度内に支出できる見込みのものについて当該年度別額を対象として中間前金払をすることができるものとする。

( 認定の方法 )

#### 第 6 条

( 1 ) 中間前金払の認定については、認定を受けようとする請負者から中間前金払に係る認定請求書 ( 様式第 1 号 ) があつたときは、当該契約に係る工期の 2 分の 1 ( 債務負担行為にあつては、当該年度の工事実施期間の 2 分の 1 ) を経過し、かつ、概ね工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われ、その進捗が金銭面でも 2 分の 1 ( 債務負担行為にあつては、年度別額の 2 分の 1 ) 以上であるかを調査するものとする。また、認定請求後、原則 7 日以内に結果を通知しなければならない。

調査に当たっては、工事履行報告書 ( 様式第 2 号 ) により行うこととし、工事現場等に搬入された検査済みの材料等があるときは、その額を出来高に加算し、進捗額として認定することができるものとする。

( 2 ) 認定権者 ( 前号の規定により調査する者をいう ) は、その結果が妥当と認めるときは、認定調書 ( 様式第 3 号 ) を 2 部作成し、1 部を請負者に交付し、他の 1 部を請求書に添付して支出手続きを行うものとする。

( 部分払との併用 )

第 7 条 中間前金払は、既済部分払と併用できるものとする。ただし、中間前金払を行った後、正当な事由により既済部分払の必要が生じた場合は、約定した回数及び金額の範囲内において既済部分払を行うことができる。

( その他 )

第 8 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

( 期日 )

1 この要領は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。ただし、実施日以前に契約等を行ったものであつても、市長が適当と認める場合は、変更契約を行い、中間前金払を実施することができるものとする。

( 経過措置 )

2 請負者から中間前金払を希望する旨の申し出が工事担当課にあつた場合は、中間前金払に係る契約変更申込書 ( 様式第 4 号 ) を提出させ、契約変更の決裁を行い、請負者と変更契約を締結するものとする。

## 石垣市中間前金払取扱要領第7条ただし書きの運用基準

中間前金払いを行った後、さらに既済部分払いをするときの基準は、工事出来高が60%以上の場合とし、主管課(工事執行課)が必要と認めたときに、これを行う。

中間前金払いを行った後の既済部分払いの計算式は次の例とする。

$$\text{既済部分払金額} = \text{工事出来高金額} \times \left[ \frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負金額}} \right] - \text{中間前金払額}$$

1,000万円工事で 75% 出来型の場合

$$750\text{万(出来高)} \times \left[ \frac{9}{10} - \frac{400\text{万}}{1,000\text{万}} \right] - 200\text{万円(中間前金払い)} = 175\text{万(既済部分払金額)}$$

中間前金払いの前に既済部分払いは、できない。

中間前金払いを行った後、さらに既済部分払いをするときは、中間前金払いは既済部分払いを1回したものとみなす。